

ショートステイ アルクオーレ岡崎六名運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人百陽会が開設するショートステイアルクオーレ岡崎六名（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ アルクオーレ岡崎六名
- (2) 所在地 岡崎市六名新町10番地15

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務、ショート相談員と兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
生活相談員 1名以上（常勤兼務 1名 ショート管理者と兼務）
介護職員 4名以上（常勤換算法）

医師、栄養士及び機能訓練指導員は特別養護老人ホームアルクオーレ岡崎六名の医師、栄養士及び機能訓練指導員が対応する。

従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 併設利用型 10名
- (2) 空床利用型特別養護老人ホームの定員 29名以内

(ユニット数及びユニット毎の利用定員)

第6条 事業所のユニット数は1ユニットとし、1ユニットの利用定員は10名とする。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所介護の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次項のとおりとし、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割（介護保険負担割合証に記載の負担割合）の額とする。

2 サービス内容

- (1) 介護
- (2) 食事の提供
- (3) 健康チェック
- (4) 生活指導、レクリエーション
- (5) 送迎

3 第9条における通常の事業の実施地域を超えて行う指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を超えた地点から自宅まで1キロメートルあたり10円を徴収する。

4 その他の費用

事業所は前各項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と食事した事業所設定金額合計とのどちらか低い額とする。

- (1) 滞在費 2,006円（1日あたり）
- (2) 食費朝食340円、昼食585円、夕食620円合計1,545円（1日あたり）、おやつ40円（1日あたり）
- (3) テレビレンタル料100円（1日あたり）

(4) 特別な食事、理美容、クリーニングサービス、行事等における参加及び個別の外出にかかる費用は実費額

(5) 複写物の交付 10 円（白黒コピー 1 枚あたり）

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 事業者は、前各項に掲げるサービスの提供に当たっては、予め利用者又は身元引受人に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得ることとする。

(緊急時における対応)

第 8 条 生活相談員等は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医の医師またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、岡崎市内とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項を事業所に連絡するものとする。

- (1) 医師の診断
- (2) 日常生活上の留意事項
- (3) 利用開始時の健康状態
- (4) 利用に当たっての必要事項

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(高齢者の虐待防止)

第 12 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設における虐待防止のための指針を整備すること。
- 3 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年

2回以上)実施すること。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束の禁止)

第13条 事業所では介護サービスを提供するにあたって、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。

(その他の運営についての留意事項)

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりもうけるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者は前項について、その職を退いた後も同様とする旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人百陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

平成24年9月14日から一部改正して施行する。

平成25年3月1日から一部改正して施行する。

平成25年9月1日から一部改正して施行する。

平成28年4月1日から一部改正して施行する。

平成28年5月1日から一部改正して施行する。

平成30年4月1日から一部改正して施行する。

令和元年10月1日から一部改正して施行する。

令和2年7月1日から一部改正して施行する。

令和3年6月1日から一部改正して施行する。

令和3年8月1日から一部改正して施行する。

令和3年11月1日から一部改正して施行する。

令和4年2月1日から一部改正して施行する。

令和4年6月1日から一部改正して施行する。

令和5年6月1日から一部改正して施行する。

令和8年8月1日から一部改正して施行する。